

事業主の皆さまへ

～ 令和4年度 鴻巣市社会福祉協議会『法人会員』募集のお願い ～

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会（通称『社協』）は、社会福祉法で位置づけられた「社会福祉法人」で、全国の都道府県と市町村ごとに設置されており、自治会や町内会、老人クラブ、ボランティアなどの地域住民組織と、市役所、民生委員・児童委員協議会連合会、民間の福祉施設など、公私の社会福祉事業関係者等により組織され、地域福祉事業の普及、連絡調整及び事業の企画・実施などを行う公共性・公益性の高い民間の福祉団体です。地域で誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。



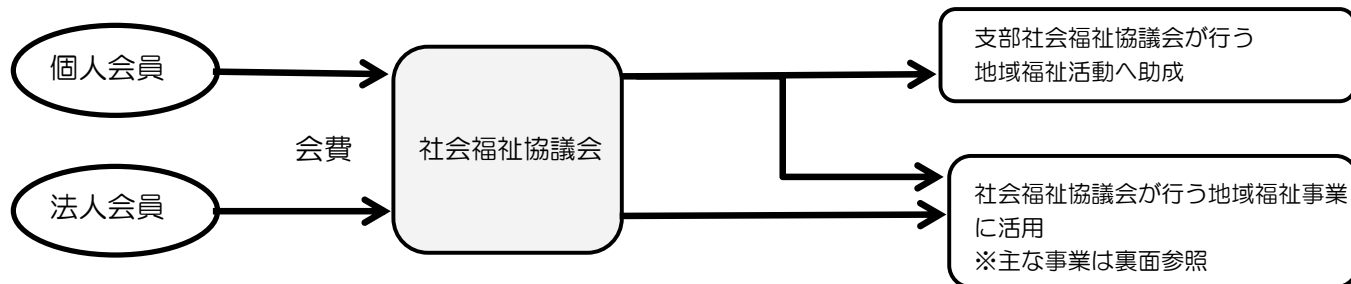
社会福祉協議会と会員制度

社協の事業運営は、皆さま方の参加と支援により進められています。本会の事業に賛同いただける方を会員として募り、その会費を地域福祉事業の財源とさせていただきます。皆さま方のご協力が地域の支え合い・助け合いによる地域づくりに繋がっています。

◆ 年会費（何口でも可） ◆

法人会員 1口 3,000円

～ 会費の仕組み ～



皆さまからご協力いただきました会費は、全て地域福祉活動に活用させていただきます。

～ 令和3年度実績報告 ～ （令和4年3月31日現在）

個人会員（各世帯）	14,346,844円
法人会員（法人、事業所、会社、その他団体等）	1,365,000円
合計	15,711,844円

多くの皆さまのご理解ご協力をありがとうございました。

会員募集強化月間 7月1日 ～ 7月31日（年間を通してご加入いただけます）



社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

〒365-0062 鴻巣市箕田4211番地1（総合福祉センター内）
tel 048 (597) 2100 fax 048 (597) 2102

吹上地域福祉センター

〒369-0112 鴻巣市鎌塚57番地1（吹上福祉活動センター内）
tel 048 (548) 6664 fax 048 (548) 6673